

大阪府労働委員会が不当労働行為認定の勝利命令！

5月23日、大阪府労働委員会は、本部・新幹線関西地方本部・大阪第三車両所分会の不当労働行為救済申し立て（平成17年（不）第48号事件、通称地労委L）に対し、組合側の主張を認め、「労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である」との勝利命令を下しました。

この事件は、2005年3月、大三両分会笹田書記長が勤務時間外に、職場詰所で組合員に情報等を配布したことに対し、会社は、執拗に分会書記長を呼び出し長時間にも及ぶ事情聴取や顛末書の強要を行ったこと、および、この会社の行為を「パワーハラスメント」として記述し見解を示した組合掲示を、会社が強制撤去したことに対して申し立てたものです。会社は、「組合には、組合掲示板を貸与しているから、組合ビラを配布しなくても、組合掲示板にビラを掲出すればその目的は十分に達せられる」などと反論していましたが、そもそも、この言い分こそが組合活動に対する不当な言いがかり・介入です。

今事件の争点は、第一に、「本部・地本・分会連名の申し立ては、自主性、団体性、および規約上のどの点においても当事者適格を欠き、申立人適格を有していない」という会社の主張に対し、労働委員会は「分会は、独自の規約と執行機関を有しており、組合本部とは別に一定の独自の活動も行っていることが認められる」と一蹴しました。つまり、「分会＝職場は労使関係が無いから申し立てはできない」という会社の主張は、成りたたなかったということです。

第二は、ビラ配布行動および分会書記長に対する会社の対応が、不利益扱い・支配介入に該当するかどうかです。私たちは、労働協約第216条で正当な組合活動の自由が認められていることを訴え、会社は就業規則第22、23条を盾に、無許可の組合活動の禁止を主張しました。労働委員会は、「組合が組合情報等を配布することは、日常的な組合活動の根本にかかわるものであるから、本件組合ビラ配布が、事前に会社の許可を得ていないことのみをもって、直ちに正当な組合活動に当たらないとまでいうことはできず、組合ビラの是非については、その目的、必要性、態様及び会社が被る業務運営上の支障の程度等、その具体的状況に照らして、正当性を認めるべき特別事情の有無を判断するべきである」として、「（ビラ配布により）社員に不安や動揺を与えたなど、会社の職場秩序が乱されたなどの事実認められない」「正当な組合活動の範囲を逸脱したとまではいえない」という判断を下しました。また、分会書記長の呼び出しなどについても、労働委員会は「長時間にわたって拘束したもので、その必要性、相当性を欠くものといわざるをえない」と、これも会社の主張を一蹴しました。

第三は、掲示物の強制撤去です。労働委員会は「会社におけるパワーハラスメントの有無については、組合と会社との間に見解の相違があるとみるのが相当」「本件ビラ配布に対する会社の対応を批判し、労使が争っている事項について、自らの立場からの見解を表明したものととみるとみるのが相当であり、会社の信用を傷つけ、個人を誹謗し、職場規律を乱すものであるとは認められない」等と、これもまた、会社の主張を一蹴しました。さらに、労働委員会は、「会社は掲示物の記載内容についての労使の認識の違いを解消するための働きかけを一切行わないまま、掲示物を撤去したものであるべきであって、使用者が労働組合の言論活動を制限するに当たって、慎重な手続きを踏み、十分な配慮をなしたものと解されない」として、理由無き強制撤去を糾弾したのです。

以上の労働委員会の判断は、正当かつ常識的なものであると同時に、会社の一連の行為が、いかに不当かつ常軌を逸したものであるかを断罪したものです。また、この間の私たちの職場内労働運動の正しさが公に認められたものです。会社は労働委員会の命令書に従って、直ちに謝罪文を手交すべきです。

私たちは、この勝利命令を糧に、堂々と職場で労働運動を展開し、組織強化・拡大に向け、奮闘しようではありませんか！

2007年5月25日
J R 東海労働組合